

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

現行		改正		改正理由																
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>理事</u> 4人</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表2(第7条第4項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部会名</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> <th>事務担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人</td> <td>教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項</td> <td>学務課</td> </tr> </tbody> </table>		部会名	委員構成	所掌事項	事務担当	教育	◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人	教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>学長が指名する理事</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表2(第7条第4項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部会名</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> <th>事務担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人</td> <td>教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項</td> <td>学務課</td> </tr> </tbody> </table>		部会名	委員構成	所掌事項	事務担当	教育	◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人	教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課	
部会名	委員構成	所掌事項	事務担当																	
教育	◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人	教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課																	
部会名	委員構成	所掌事項	事務担当																	
教育	◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人	教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課																	

	<ul style="list-style-type: none"> ・生物システム応用科学府副府長 1人 ・連合農学研究科から選出された本学の教員 1人 ・入学試験委員会及び教育・学生生活委員会の副委員長 各1人 ・グローバル教育院運営委員会から選出された者 1人 ・保健管理センター所長 ・次長のうちから部会長が指名する者 1人 ・その他部会長が必要と認めた者 				<ul style="list-style-type: none"> ・生物システム応用科学府副府長 1人 ・連合農学研究科から選出された本学の教員 1人 ・入学試験委員会及び教育・学生生活委員会の副委員長 各1人 ・グローバル教育院運営委員会から選出された者 1人 ・保健管理センター所長 ・次長のうちから部会長が指名する者 1人 ・その他部会長が必要と認めた者 			
研究	<p>◎理事(学術・研究担当)</p> <p>○農学研究院長、工学研究院長及びグローバルイノベーション研究院長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を 	研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	研究支援課	研究	<p>◎理事(学術・研究担当)</p> <p>○農学研究院長、工学研究院長及びグローバルイノベーション研究院長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を 	研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	研究支援課	

	兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・図書館長 ・先端産学連携研究推進センター長 ・総合情報メディアセンター長 ・学術研究支援総合センター長 ・次長のうちから部会長が指名する者 1人 ・その他部会長が必要と認められた者				兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・図書館長 ・先端産学連携研究推進センター長 ・総合情報メディアセンター長 ・学術研究支援総合センター長 ・次長のうちから部会長が指名する者 1人 ・その他部会長が必要と認められた者		
国際交流・広報・社会貢献	◎ <u>理事(渉外担当)</u> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課国際交流室	国際交流・広報・社会貢献	◎ <u>理事(学術・研究担当)</u> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課国際交流室

	<p>又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長 各1人 ・グローバル教育院運営委員会から選出された者 1人 ・次長のうちから部会長が指名する者 2人 ・その他部会長が必要と認めた者 				<p>又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長 各1人 ・グローバル教育院運営委員会から選出された者 1人 ・次長のうちから部会長が指名する者 2人 ・その他部会長が必要と認めた者 			
業務運営	<p>◎理事(総務・財務担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を 	業務運営に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	総務課	業務運営	<p>◎理事(経営・企画担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を 	業務運営に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	総務課	

	兼ねる工学府副府長 1 人 ・教育研究評議員を兼 ねる生物システム応用 科学府副府長 ・次長のうちから部会 長が指名する者 1人 ・その他部会長が必要 と認めた者				兼ねる工学府副府長 1 人 ・教育研究評議員を兼 ねる生物システム応用 科学府副府長 ・次長のうちから部会 長が指名する者 1人 ・その他部会長が必要 と認めた者			
--	---	--	--	--	---	--	--	--

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。